

[公印・契印省略]

総統推第 405 号
令和 5 年 11 月 24 日

統計委員会委員長
椿 広 計 殿

総 務 大 臣
鈴 木 淳 司

諮問第 181 号
令和 2 年国勢調査に係る匿名データの作成について（諮問）

標記について、別紙のとおり作成するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）
第 35 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の概要

(令和2年国勢調査に係る匿名データの作成について)

1 匿名データの作成の対象とする統計調査

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）において、ユーザーのニーズを考慮し、匿名データの提供対象とする統計調査・年次の追加等に取り組むこととされていることを踏まえ、以下に掲げる統計調査について、統計法（平成19年法律第53号）第35条第1項の規定に基づき、匿名データの作成を行う予定である。

作成対象の統計調査	調査年次	(参考) 作成済みの調査年次
国勢調査	令和2年	平成12年、17年、22年及び27年

2 匿名データの作成方法の概要

作成対象の統計調査については、平成31年2月の統計委員会です承された「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」（別添1参照）に準拠して、上記1の統計調査に必要なレコードのサンプリング、トップコーディング、識別情報の削除等の匿名化措置を行う（別添2参照）。

3 匿名データの作成方法の主な変更点

<ポイント>

- 従来手法は、既存の統計表を用いて一意又は二意となるデータ等を削除。一部の調査項目について秘匿性確保のため「リコーディング」
- 今回は、調査票情報も用いてより緻密に一意又は二意となるデータ等を削除。それにより、一部の調査項目の「リコーディング」範囲を縮小、そのまま提供するものを増加

<具体的な変更>

- 調査票情報を用いてより緻密に一意又は二意となるデータ等の削除の判定をするほか、特徴的な世帯（年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯など）の削除基準も精緻化
- 「事業の内容」、「本人の仕事の内容」等の「リコーディング」範囲を縮小
- 令和2年調査は西暦末尾0の年のため大規模調査に当たり、平成27年調査では調査されていない「在学中・卒業の学校の種類又は未就学の種類」等についても、調査事項の一部変更を踏まえつつ、前回大規模調査である平成22年調査よりも詳細なデータを作成

4 その他

匿名データの作成方法については、公的統計基本計画及び「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を踏まえ、総務省統計研究研修所による検証を実施している（別添3参照）。

匿名データの作成に係る匿名化処理基準

別添1

		総務省
		国勢調査
リサンプリング	全世帯を母集団として1%を抽出することとし、世帯の種類（「一般世帯」及び「施設等の世帯」）ごとに、市区町村及び世帯人員等で並べ替えた上で、「一般世帯」については世帯単位で、また「施設等の世帯」については個人単位で抽出処理を行い、これらを統合	
しきい値	-	
世帯・個人を特定できる外部情報	既存の統計表により母集団一意又は二意であることが判明しているレコードの削除 ○既存の統計表により、全国において母集団一意又は二意であることが判明しているレコードが含まれる世帯の削除 ○既存の統計表のうち、特に外観識別性が高いと考えられる以下の項目が含まれる統計表について、地域（都道府県、人口50万人以上の市区）において母集団一意又は二意であることが判明しているレコードが含まれる世帯の削除	
データの並べ替え	抽出した世帯を世帯単位でランダムに並べ替え	
世帯・個人識別情報の匿名化	地域区分ごとの出現頻度により、世帯人員が7人以上～9人以上いる世帯（世帯人員が多い世帯）を削除 未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみからなる世帯（父子世帯）を削除 年齢差が25歳以上の夫婦のいる世帯（年齢差の大きい夫婦のいる世帯）を削除 年齢差が55歳以上の男親と子、年齢差が45歳以上の女親と子、年齢差が14歳以下の親と長子又は年齢差が19歳以下の親と末子のいる世帯（年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯）を削除 地域区分ごとの出現頻度により、子供の数が3人以上～7人以上の外国人世帯（世帯主又は配偶者のいずれか一方若しくは双方が外国人で子供の数が多い世帯）を削除	
攪乱処理	一部世帯を同一都道府県内の他の地域の類似世帯と入れ替えるスワッピングを実施	
集計用乗率（母集団推計用ウエイト）	なし	
地域情報	都道府県 市区（人口50万人以上のみ） 人口50万人未満の市区町村コード、調査区番号、世帯番号、調査区内連番などを削除	
提供項目等（その1）	世帯人員： 施設等の世帯の世帯人員は提供しない 住宅の床面積： 実数ではなく、公表統計に合わせた階級で提供することとし、「200～249㎡」と「250㎡以上」をグルーピング 建物全体の階数： 実数ではなく公表統計に合わせた階級（「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」及び「15階建以上」）で提供し、地域区分ごとの出現頻度により「6～10階建」以上又は「11～14階建」以上のいずれかでトップコーディング 世帯の住んでいる階： 実数ではなく公表統計に合わせた階級（「1・2階」、「3～5階」、「6～10階」、「11～14階」及び「15階以上」）で提供し、地域区分ごとの出現頻度により「3～5階」以上、「6～10階」以上又は「11～14階」以上のいずれかでトップコーディング	
提供項目等（その2）	年齢： 0～84歳を5歳階級でグルーピング 85歳以上をトップコーディング 就業時間： 90時間以上をトップコーディング 産業： 「農業」、「林業」及び「漁業」をグルーピング 「鉱業」及び「建設業」をグルーピング 「製造業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」をグルーピング 職業： 「保安職業従事者」、「農林漁業作業員」及び「運輸・通信従事者」をグルーピング 5年前の住居の所在地： 「他県から」及び「国外から」をグルーピング 労働力状態： 平成12年は「家事のほか仕事」と「通学のかたわら仕事」をグルーピング 大規模調査である平成17年は就業者の内訳を提供しない 家計の収入の種類： 「賃金・給与が主な世帯」のうち、「農業収入もある世帯」及び「その他」をグルーピング 「農業収入が主な世帯」及び「農業収入以外の事業収入が主な世帯」をグルーピングし、その内訳は提供しない 「内職収入が主な世帯」及び「その他の収入が主な世帯」をグルーピングし、その内訳は提供しない	
提供項目等（その4）	世帯主との続柄： 「他の親族」、「住み込みの雇人」及び「その他」をグルーピング 従業上の地位： 「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」をグルーピング 国籍： 「日本人」及び「外国人」の2区分とし、外国籍の内訳は提供しない 常住地による従業地・通学地： 「県内他市区町村で従業・通学」及び「他県で従業・通学」をグルーピング	

匿名データの作成に係る匿名化処理基準

別添1

総務省	
国勢調査	
	利用交通手段： 利用交通手段が1種類の場合の「オートバイ」及び「自転車」をグルーピング、「勤め先・学校のバス」、「ハイヤー・タクシー」及び「その他」をグルーピング
	世帯の種類： 「一般世帯」及び「施設等の世帯」の2区分とし、施設等の世帯の内訳は提供しない
	世帯の家族類型： 公表統計と同じ6区分で提供
	住居の種類・住宅の所有の関係： 「公営の借家」及び「都市機構・公社の借家」をグルーピング、「給与住宅」及び「間借り」をグルーピング、「住宅以外に住む一般世帯」の内訳（「会社等の独身寮・寄宿舎」及び「その他」）は提供しない

令和 2 年国勢調査 匿名データの作成方針

1 基本的な考え方

令和 2 年国勢調査の匿名データ化については、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成 21 年 2 月 17 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「ガイドライン」という。）の匿名データの作成に係る匿名化処理基準（以下「匿名化処理基準」という。）に準拠した秘匿措置を講じて作成・提供する。

ただし、社会経済情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案し、調査年次の特性に応じた措置を講ずる。

2 作成する匿名データの構成概要

これまでに作成してきた国勢調査に係る匿名データと同様、以下の匿名データを作成する。

調査年次	世帯の種類	調査本体の 標本の大きさ	サンプリング率	匿名データの 標本の大きさ
令和 2 年	一般 世帯	約 5,570 万世帯	1 %	約 56 万世帯
	施設等の 世帯	約 300 万人		約 3 万人

3 適用する匿名化処理

令和 2 年国勢調査では、ガイドラインの匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を適用する。

4 その他

社会経済情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案し、前回までの個体識別リスクへの対応方法を変更したため、一部の調査項目の匿名化の処理を見直した。

なお、匿名データの作成・確認表の作成をする際に、組合せ等により個体識別リスクが高いレコードが出現した場合は、削除等の匿名化処理を行う。

国勢調査(令和2年)

匿名データの審査表

統計調査名		国勢調査				
匿名化処理の内容		匿名化処理基準		令和2年調査(追加)	変更理由・備考	検証結果
サンプリング		・全世帯を母集団として1%を抽出することとし、世帯の種類(「一般世帯」及び「施設等の世帯」)ごとに、市区町村及び世帯人員等で並べ替えた上で、「一般世帯」については世帯単位で、また「施設等の世帯」については個人単位で抽出処理を行い、これらを統合		同左		○
しきい値		-		別途定める		○
世帯・個人を特定できる識別情報		既存の統計表により母集団一意又は二意であることが判明しているレコードの削除 ・既存の統計表により、全国において母集団一意又は二意であることが判明しているレコードが含まれる世帯の削除 ・既存の統計表のうち、特に外観識別性が高いと考えられる項目が含まれる統計表について、地域(都道府県、人口50万人以上の市区)において母集団一意又は二意であることが判明しているレコードが含まれる世帯の削除		以下の調査項目等の組合せで調査票情報から作成した度数分布表において、母集団一意又は二意であることが判明している世帯を削除(提供項目については、提供する区分で確認) ・世帯員については、「地域区分」、「男女の別」、「年齢」及び調査項目等の4項目の組合せ ・上記以外の既存の統計表の調査項目等の組合せ ・その他、必要に応じて、世帯・個人が特定できる調査項目等の組合せ		○
データの並び替え		・抽出した世帯を世帯単位でランダムに並び替え		同左		○
世帯・個人識別情報の匿名化		・地域区分ごとの出現頻度により、世帯人員が7人以上～9人以上いる世帯(世帯人員が多い世帯)を削除		同左	・一般世帯が対象。施設等の世帯については、施設等の世帯の世帯人員は提供しない	○
		・未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみからなる世帯(父子世帯)を削除		同左		○
		・年齢差が25歳以上の夫婦のいる世帯(年齢差の大きい夫婦のいる世帯)を削除		同左	・しきい値により年齢差の大きい夫婦のいる世帯を削除	○
		・年齢差が55歳以上の男親と子、年齢差が45歳以上の女親と子、年齢差が14歳以下の親と長子又は年齢差が19歳以下の親と末子のいる世帯(年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯)を削除		同左	・しきい値により年齢差の大きい親子のいる世帯を削除 ・しきい値により年齢差の小さい親子のいる世帯を削除	○
		・地域区分ごとの出現頻度により、子供の数が3人以上～7人以上の外国人世帯(世帯主又は配偶者のいずれか一方若しくは双方が外国人で子供の数が多い世帯)を削除		同左		○
				・同一年齢の15歳未満の世帯人員が3人以上いる世帯の削除 ・15歳未満の就業者のいる世帯を削除		同左
攪乱処理		・一部世帯を同一都道府県内の他の地域の類似世帯と入れ替えるスワッピングを実施		同左		○
集計用乗率		なし		同左		○
提供項目等		匿名化処理基準		令和2年調査(追加)	変更理由・備考	検証結果
		○:原則そのまま提供 ▲:匿名化を請じて提供 ×:提供しない ー:調査なし				
市区町村コード(都道府県)		○		○		○
市区町村コード(市区町村)		▲	・人口50万人以上のみ	▲	同左	○
調査区番号		×		×		○
世帯番号		×		×	・新たにランダムに付与	○
世帯員番号		▲	・施設等の世帯は再付与	▲	同左	○
(調査員記入欄)	世帯の種類	▲	・「一般世帯」及び「施設等の世帯」の2区分とし、施設等の世帯の内訳は提供しない	▲	同左	○
	住宅の建て方	▲	・「長屋建」及び「その他」をリコーディング	○		○
	建物全体の階数	▲	・実数ではなく公表統計に合わせた階級(「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」及び「15階建以上」)で提供し、地域区分ごとの出現頻度により「6～10階建」以上又は「11～14階建」以上のいずれかでトップコーディング	▲	同左	○
	この世帯の住宅がある階	▲	・実数ではなく公表統計に合わせた階級(「1・2階」、「3～5階」、「6～10階」、「11～14階」及び「15階以上」)で提供し、地域区分ごとの出現頻度により「3～5階」以上、「6～10階」以上又は「11～14階」以上のいずれかでトップコーディング	▲	同左	○
					・「長屋建」及び「その他」については、しきい値を超えるため ・本体集計に合わせた区分で提供 ・地域区分ごとの出現頻度により区分をトップコーディング(例:「6階」以上) (例:「6階建」以上) ・本体集計に合わせた区分で提供 ・地域区分ごとの出現頻度により区分をトップコーディング(例:「6階」以上) ・「建物全体の階数」と同じ区分でトップコーディング	○

提供項目等		匿名化処理基準		令和2年調査(追加)		変更理由・備考	検証結果	
		○:原則そのまま提供 ▲:匿名化を講じて提供 ×:提供しない —:調査なし						
世帯について	1	世帯員の数	▲	・一般世帯については、地域区分ごとの出現頻度により、世帯員が7人以上～9人以上いる世帯を削除 ・施設等の世帯の世帯員は提供しない	▲	同左	○	
	2	住居の種類	▲	・「公営の借家」及び「都市機構・公社の借家」をリコーディング、「給与住宅」及び「間借り」をリコーディング、「住宅以外に住む一般世帯」の内訳(「会社等の独身寮・寄宿舎」及び「その他」)は提供しない	▲	・「公営の借家」及び「都市機構・公社の借家」をリコーディング、「住宅以外に住む一般世帯」の内訳(「会社等の独身寮・寄宿舎」及び「その他」)は提供しない	・「給与住宅」及び「間借り」については、しきい値を超えるため	○
世帯員全員について	3	氏名	×		×			○
		男女の別	○		○			○
	4	世帯主との続柄	▲	・「他の親族」、「住み込みの雇人」及び「その他」をリコーディング	▲	・「住み込みの雇人」及び「その他」をリコーディング	・「他の親族」については、しきい値を超えるため	○
	5	出生の年月	×		×		・年齢に換算して提供	○
		(年齢)	▲	・0～84歳を5歳階級でリコーディング ・85歳以上をトップコーディング	▲	・0～89歳を5歳階級でリコーディング ・90歳以上をトップコーディング	・平成22年調査から、トップコーディングを「90歳以上」に変更	○
	6	配偶者の有無	○		○			○
	7	国籍	▲	・「日本人」及び「外国人」の2区分とし、外国籍の内訳は提供しない	▲	同左		○
	8	現在の場所に住んでいる期間	○		○			○
	9	5年前(平成27年10月1日)にどこに住んでいましたか	▲	・「他県から」及び「国外から」をリコーディング	○	・本体集計に合わせた区分で提供	・「他県」及び「国外から」については、しきい値を超えるため	○
		住んでいた市区町村	×		×			○
	10	教育	○		○		・選択枝の変更: 在学中又は卒業の選択枝の「小学・中学」を「小学」及び「中学」に、「大学・大学院」を「大学」及び「大学院」に分割、未就学の選択枝に「認定こども園」を追加	○
	在学中・卒業の学校の種類又は未就学の種類	○		▲	・卒業した者のうち「小学」及び「中学」をリコーディング ・未就学者のうち「認定こども園」及び「乳児・その他」をリコーディング	・卒業した者のうち「小学」及び「中学」については、しきい値を下回る年齢層があるため ・「認定こども園」については、しきい値を下回る地域があるため	○	
11	9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか	▲	・平成12年は「家事のほか仕事」と「通学のかたわら仕事」をリコーディング ・大規模調査である平成17年は就業者の内訳を提供しない	▲	・「家事などのほか仕事」及び「通学のかたわら仕事」をリコーディング	・大規模調査では、「教育」との組合せについても考慮が必要となるが、「主に仕事」及び「休業者」については、母集団一意又は二意の世帯の削除の範囲を広げて行い匿名性を確保することにより、そのまま提供 ・「家事などのほか仕事」及び「通学のかたわら仕事」については、しきい値を下回る年齢層があるため	○	
就業者・通学者について	12	就業地又は通学地	▲	・「県内他市区町村で就業・通学」及び「他県で就業・通学」をリコーディング	○	・本体集計に合わせた区分で提供	・「県内他市区町村で就業・通学」及び「他県で就業・通学」については、しきい値を超えるため	○
		就業・通学している市区町村	×		×			○
13	就業地又は通学地までの利用交通手段	▲	・利用交通手段が1種類の場合の「オートバイ」及び「自転車」をリコーディング、「勤め先・学校のバス」、「ハイヤー・タクシー」及び「その他」をリコーディング	▲	・本体集計に合わせた区分(利用交通手段の種類数を含む)で提供 ・利用交通手段が1種類の内訳のうち、「ハイヤー・タクシー」及び「その他」をリコーディング	・1種類の内訳のうち、「オートバイ」、「自転車」及び「勤め先・学校のバス」については、しきい値を超えるため	○	
就業者について	14	勤めか自営かの別	▲	・「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」をリコーディング	▲	同左		○
		勤め先・業主などの名称	×		×			○
	15	事業の内容	▲	・「農業」、「林業」及び「漁業」をリコーディング ・「鉱業」及び「建設業」をリコーディング ・「製造業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」をリコーディング	▲	・本体集計に合わせた区分(産業大分類)で提供 ・「A農業、林業」及び「B漁業」をリコーディング ・「C鉱業、採石業、砂利採取業」及び「D建設業」をリコーディング	・リコーディングの際には、各区分の定義を考慮する ・母集団一意又は二意の世帯の削除の範囲を広げて行い、匿名性を確保する	○
	16	本人の仕事の内容	▲	・「保安職業従事者」、「農林漁業作業者」及び「運輸・通信従事者」をリコーディング	○	・本体集計に合わせた区分(職業大分類)で提供	・区分(大分類)ごとには、しきい値を超えるため ・母集団一意又は二意の世帯の削除の範囲を広げて行い、匿名性を確保する	○
	世帯の家族類型	▲	・公表統計と同じ6区分で提供(核家族世帯のうち、「男親と子供から成る世帯」及び「女親と子供から成る世帯」をリコーディングし、「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子供から成る世帯」、「男親と子供から成る世帯、女親と子供から成る世帯」、「核家族以外の世帯」、「非親族を含む世帯」及び「単独世帯」の6区分で提供)	▲	・「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子供から成る世帯」、「男親と子供から成る世帯」、「女親と子供から成る世帯」、「核家族以外の世帯」、「非親族を含む世帯」及び「単独世帯」の7区分で提供	・「男親と子供から成る世帯」及び「女親と子供から成る世帯」については、しきい値を超えるため	○	
	3世代世帯か否か	○		○			○	

国勢調査の概要

調査の目的

我が国の人や世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査の沿革

▶ 大正9年（1920年）以降、ほぼ5年周期で実施。西暦の末尾が0の年に大規模調査、末尾が5の年に簡易調査を実施。令和2年（2020年）の調査は21回目の調査（大規模調査）

調査範囲及び報告者数

▶ 我が国（総務省令で定める島を除く。）に常住する者（外国政府の外交使節団・領事機関の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族を除く。）
▶ 約1億2,600万人（約5,600万世帯）

調査事項

▶ 氏名、男女の別、出生年月、世帯主との続柄、配偶関係、国籍、現在の住居における居住期間、5年前の住居の所在地、教育の状況、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類、仕事の種類、従業上の地位、従業地又は通学地、従業地又は通学地までの利用交通手段、世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方
（ただし、簡易調査にあつては、教育の状況、従業地又は通学地までの利用交通手段を除く。）

調査期日

▶ 調査実施年の10月1日午前零時現在

調査組織及び調査方法

▶ 調査組織：総務省－都道府県－市町村－指導員－調査員（又は民間事業者（※））－世帯
※住居・施設等の管理者等が所属する民間事業者（組織、法人等）
▶ 調査方法：調査員調査、郵送調査及びオンライン調査

公表時期

▶ 速報集計⇒人口速報集計：調査実施年の翌年6月
▶ 基本集計⇒①人口等基本集計：調査実施年の翌年11月、
②就業状態等基本集計：調査実施年の翌々年5月
▶ 抽出詳細集計⇒調査実施年の翌々年12月
▶ 従業地・通学地集計⇒調査実施年の翌々年7月
▶ 人口移動集計⇒調査実施年の翌々年2月及び8月
▶ 小地域集計⇒該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を行った上で、速やかに公表